

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農山村振興費

事業名 中山間地域等直接支払事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農村振興課 農村支援係 電話番号：058-272-1111 (内 3158)

E-mail： c11427@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1, 120, 901千円 (前年度予算額：1, 120, 901千円)

<財源内訳>

中山間地域等直接支払交付金 (法指定地域分)

区 分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,013,657	677,186	0	0	0	0	0	336,471
要求額	1,013,657	677,186	0	0	0	0	0	336,471
決定額	1,013,657	677,186	0	0	0	0	0	336,471

中山間地域等直接支払交付金 (県特認地域分)

区 分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	107,244	53,622	0	0	0	0	0	53,622
要求額	107,244	53,622	0	0	0	0	0	53,622
決定額	107,244	53,622	0	0	0	0	0	53,622

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

農業従事者の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、継続的な営農活動等を実施する集落等に対する直接支払を実施する。

(2) 事業内容

農業生産条件が不利な中山間地域等において、5年以上農業を続けることを約束した集落、農業者に対して、交付金を交付する。

① 対象地域

- ・法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進法等）
- ・知事特認地域（法指定地域に地理的に接する農用地地域、農林統計上の中山間地域）

② 対象農用地

- ・急傾斜地（田：1/20 以上、畑等：15 度以上）
- ・緩傾斜地（田：1/100 以上～1/20 未満、畑等：8 度以上～15 度未満）

③ 対象となる行為

- ・集落協定又は個別協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動を実施している集落、農業者に対して交付金を交付。（市町村から集落に交付）

（3） 県負担・補助率の考え方

国負担割合を勘案し、次のとおりとする。

- ・法指定地域：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
- ・知事特認地域：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

（4） 類似事業の有無

多面的機能支払交付金

- ・地域共同による農地・農業用水等の管理、施設の長寿命化のための活動等への支援であり、目的が異なる。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,120,901	市町村への交付金の交付
合計	1,120,901	

決定額の考え方

4 参考事項

（1） 各種計画での位置づけ

- ・ぎふ農業・農村基本計画、ぎふ農業農村整備に係る実行計画

（2） 国・他県の状況

- ・東京都、大阪府を除く 45 道府県、1,002 市町村で実施（R 元年度実績）
- ・本県においては、25 市町村が実施（R 1 年度実績）

（3） 後年度の財政負担

- ・第 5 期対策が、令和 2 年度～6 年度の 5 年間実施。
- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成 27 年 4 月 1 日施行）が制定され、国、県、市町村の財政負担が明記された。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	中山間地域等直接支払交付金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）国・県・市町村分を合わせて交付できるため
補助事業の概要	（目的）農業従事者の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。 （内容）農業生産条件が不利な中山間地域等において、5年以上農業を続けることを約束した集落、農業者に対して、交付金を交付する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）法指定地域：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 知事特認地域：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 （理由）法律により負担額が定められている。
補助効果	耕作放棄地の発生抑制
終期の設定	終期 6 年度 （理由）国の対策の終期（R 2～6）

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域における多面的機能の確保を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R1 年度末)	目標 (R3 年度末)	目標 (終期)
集落協定面積	9,134ha	9,150ha	9,150ha

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	929,667 千円	931,834 千円	937,360 千円	(予算額) 1,120,901 千円	(要求額) 1,120,901 千円
指標①目標			9,106ha	9,134ha	9,150ha
指標①実績	9,094ha	9,118ha	9,134ha	(推計値) 9,134ha	(推計値) 9,150ha
指標①達成率	%	%	99.8%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

地域における協定内容に従い、水路・農道等の管理活動はもとより耕作放棄地の発生防止、鳥獣害防止対策、担い手への農地利用集積などに活用され、中山間地域における多面的機能の維持・増進に着実な成果を上げている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
高齢化、担い手不足等により取組み集落の大幅な減少が懸念される。市町村及び集落へ、第5期対策の内容の周知徹底を図るとともに、交付要件を満たすことができるよう、細やかな支援を行う必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）
○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) 中山間地域等において多面的機能を確保することは、県土保全につながることから、事業の必要性が高い。
○

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）
○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 県目標の100%実施された。
○

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）
○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) 市町村によっては、集落協定組織の統合などを行うことで、事業の効率化を図っている。
○

(事業の見直し検討)

令和元年度に第4期対策の最終年評価を行った際、県及び農林水産省第三者委員会において、条件不利地である中山間地域において政策効果が高いと評価された事業であるとともに、取組面積について毎年度着実に増加してきており、今後も地域の要望に対し、きめ細やかに対応していく。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

平成27年度から法制化され、国も継続した実施の方向性を示しているため。